

## アイヌ政策推進交付金交付要綱

令和元年9月6日 府ア推第6号

最終改正 令和2年12月25日 府ア推第99号

### (総則)

第1条 アイヌ政策推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）、アイヌ政策推進交付金事業実施要綱（令和元年9月6日付け府ア推第5号。以下「実施要綱」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによる。

### (事業実施主体、補助事業及び補助対象経費)

第2条 交付金は、実施要綱第2条に規定する市町村（以下「認定市町村」という。）に交付するものとし、その交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第3条に規定するアイヌ施策推進地域計画に基づき、認定市町村が実施するもので、実施要綱第6条に規定する文化振興事業、地域・産業振興事業、コミュニティ活動支援事業とする。

2 補助事業の経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別紙に定めるところによる。

### (交付の申請)

第3条 認定市町村は、交付金の交付を受けようとするときは、速やかに別記様式第1の申請書を内閣総理大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。この場合において、申請書には実施要綱第8条に規定するアイヌ政策推進交付金事業計画を添付しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費

税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じ得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定及び通知)

第4条 大臣は、前条第1項の申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、別記様式第2の通知書により、その旨を認定市町村に通知するものとする。

2 大臣は、交付決定に際して、必要な条件を付することができるものとする。

(交付申請の取下げ)

第5条 認定市町村は、適正化法第9条第1項の規定により交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、第4条第1項の通知書を受けた日から起算して15日以内に、別記様式第3の交付申請取下げ書にその理由を付して大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第6条 認定市町村は補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届けなければならない。

2 認定市町村は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認等)

第7条 認定市町村は、交付金の交付決定額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更(別紙に定める軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ別記様式第4の申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 認定市町村は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらか

じめ別記様式第5の申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 認定市町村は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに別記様式第6の報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (状況報告)

第8条 認定市町村は、大臣が必要と認めて指示をしたときは、速やかに補助事業の遂行状況を別記様式第7により大臣に報告しなければならない。

#### (実績報告)

第9条 認定市町村は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して1か月以内又は交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第8の報告書及び添付書類を大臣に提出し、補助事業の実績の報告をしなければならない。

- 2 認定市町村は、補助事業が完了せずに交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合は、翌年度の4月30日までに適正化法第14条後段の規定に基づき、前項に準ずる報告書等を大臣に提出しなければならない。

- 3 第3条第2項ただし書に該当する認定市町村は、第1項の報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。

- 4 第3条第2項ただし書に該当する認定市町村は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した認定市町村については、その金額が減じた額を上回る金額）を別記様式第9の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

#### (額の確定等)

第10条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書その他の書類の審査

及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、別記様式第10の通知書により、認定市町村に通知するものとする。

2 大臣は、認定市町村に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を付してその超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利一〇.九五%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （概算払の請求等）

第11条 認定市町村は、交付金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、別記様式第11の概算払請求書又は精算払請求書を官署支出官内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

#### （交付決定の取消し等）

第12条 大臣は、第7条第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 認定市町村が、適正化法、適正化令、本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 認定市町村が、交付金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 認定市町村が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項（4）の場合を除く。）には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、

年利一〇．九五％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については第10条第3項の規定を準用する。

(帳簿等の整備)

第13条 認定市町村は、補助事業の経理について特別の帳簿を備えるとともに、その内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。

- 2 認定市町村は、前項の帳簿等について、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、整備保管しなければならない。ただし、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）であって、適正化令第13号第1号から第3号までに定めるもの並びに取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具（以下「処分制限財産」という。）がある場合は、前記の期間を経過後、当該処分制限財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 3 認定市町村は別記様式第12の調書を作成しておかなければならない。

(指導、監督)

第14条 大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な限度において、交付金の交付を受ける認定市町村に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(財産の取得及び管理)

第15条 認定市町村は、処分制限財産について、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ別記様式第13の承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（適正化令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過した場合を除く。）。

- 2 認定市町村が取得財産等を処分することにより収入があると認める場

合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

- 3 認定市町村は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、交付金の交付目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 4 認定市町村は、取得財産等について別記様式第14の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(無体財産権に関する届出)

第16条 認定市町村は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「無体財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第15の無体財産権届出書を大臣に提出しなければならない。

(間接交付金交付の際付す条件)

- 第17条 認定市町村は、補助事業を行う一部事務組合、広域連合及びその他の事業者（以下「間接補助事業者」という。）に交付金を交付するときは、第5条から第9条及び第11条から前条までに準ずる条件を付さなければならない。
- 2 認定市町村は、前項により付した条件に基づき承認又は指示するときは、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。
  - 3 認定市町村は、第9条第4項及び第15条第2項に準じて付す条件により間接補助事業者から認定市町村に返還又は納付があったときには、当該交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
  - 4 認定市町村は、国から概算払により間接交付金にかかる交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(雑則)

第18条 認定市町村が大臣に提出する別記様式第1、第3から第9まで、第11、第13及び第15に定める申請書等の書類は、正本一通、副本一通とする。

附 則  
この要綱は、令和元年9月6日から適用する。

附 則  
この要綱は、令和2年12月25日から適用する。

別紙（第2条、第7条関係）

1. 文化振興事業

経費区分	経費の内容	補助率	軽微な変更
調査費	アイヌの文化振興における諸課題の対策に資すると認められる調査研究事業に要する経費	8/10以内	【事業内容の変更】 次に掲げる変更以外の変更で、補助目的に変更をもたらさないもの
文化振興事業費	文化振興に資すると認められる事業で次に掲げるものに要する経費 1. 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援 ①空間活用事業 ②自然素材育成事業 ③アイヌの歴史調査及び周辺環境整備事業 2. アイヌ文化の体験交流 3. その他の文化振興のための事業		①事業場所の変更 ②施設の構造の変更 ③施設の規模の10%を超える増減 ④主要機能の変更  【経費の配分の変更】 次に掲げる変更以外の変更で、経費の目的を実質的に変更しないもの ①総事業費の2割を超える増減
市町村事務費	調査研究事業又は文化振興事業の実施に要する職員旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等）、その他の事務費		②経費区分の相互間におけるそのいずれか少ない額の経費の2割を超える額の流用

（注1）施設整備・改修、設備整備、機器等購入については、文化振興事業を実施する上で、必要不可欠な最低限のものに限定すること。

## 2. 地域・産業振興事業

経費区分	経費の内容	補助率	軽微な変更
調査費	アイヌに係る地域・産業振興における諸課題の対策に資すると認められる調査研究事業に要する経費	8/10以内	【事業内容の変更】 次に掲げる変更以外の変更で、補助目的に変更をもたらさないもの
地域・産業振興事業費	地域・産業振興に資すると認められる事業で次に掲げるものに要する経費 1. アイヌ文化関連の観光プロモーションの実施 2. アイヌラッピングバスの運行 3. アイヌ文化のブランド化推進 4. 木工芸品等の材料供給システムの整備 5. その他地域・産業振興のための事業		①事業場所の変更 ②施設の構造の変更 ③施設の規模の10%を超える増減 ④主要機能の変更  【経費の配分の変更】 次に掲げる変更以外の変更で、経費の目的を実質的に変更しないもの
市町村事務費	調査研究事業又は地域・産業振興事業の実施に要する職員旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等）、その他の事務費		①総事業費の2割を超える増減 ②経費区分の相互間におけるそのいずれか少ない額の経費の2割を超える額の流用

(注1)施設整備・改修、設備整備、機器等購入については、地域・産業振興事業を実施する上で、必要不可欠な最低限のものに限定すること。

### 3. コミュニティ活動支援事業

経費区分	経費の内容	補助率	軽微な変更
調査費	アイヌに係るコミュニティ活動支援における諸課題の対策に資すると認められる調査研究事業に要する経費	8/10以内	<p>【事業内容の変更】</p> <p>次に掲げる変更以外の変更で、補助目的に変更をもたらさないもの</p> <p>①事業場所の変更</p> <p>②施設の構造の変更</p> <p>③施設の規模の10%を超える増減</p> <p>④主要機能の変更</p> <p>【経費の配分の変更】</p> <p>次に掲げる変更以外の変更で、経費の目的を実質的に変更しないもの</p> <p>①総事業費の2割を超える増減</p> <p>②経費区分の相互間におけるそのいずれか少ない額の経費の2割を超える額の流用</p>
コミュニティ活動支援事業費	<p>コミュニティ活動に資すると認められる事業で次に掲げるものに要する経費</p> <p>1. アイヌの人々と地域住民交流の場の整備</p> <p>2. アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援</p> <p>3. アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援</p> <p>4. その他コミュニティ活動支援のための事業</p>		
市町村事務費	調査研究事業又はコミュニティ活動支援事業の実施に要する職員旅費、庁費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等)、その他の事務費		

(注1)施設整備・改修、設備整備、機器等購入については、コミュニティ活動支援事業を実施する上で、必要不可欠な最低限のものに限定すること。

別記様式第1

番号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長  
氏 名

○年度アイヌ政策推進交付金交付申請書

○年度において、アイヌ政策推進交付金事業を実施したいので、アイヌ政策推進交付金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 交付申請額
- 3 経費の区分

事業項目	交付申請額	備考
文化振興事業		
地域・産業振興事業		
コミュニティ活動支援事業		
計		

市町村長 殿

内閣総理大臣

○年度アイヌ政策推進交付金交付決定の通知について

○年○月○日付け○○第○号で申請のあった○年度アイヌ政策推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1 交付金交付の対象となる事業の内容は、○年○月○日付け○○第○号で申請のあったアイヌ政策推進交付金交付申請書(以下「申請書」という。)のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業名

総事業費	円
交付金の額	円

3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は、申請書の経費の配分欄に記載のとおりとする。

4 交付金の額の確定は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額の合計額に10分の8を乗じて得た額と、配分経費に対応する交付金の額(変更された場合は変更された額とする。)とのいずれか少ない額とする。

5 事業実施主体は、本決定通知に定めるもののほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、その他の交付金に関する法令、アイヌ政策推進交付金交付要綱及びアイヌ政策推進交付金実施要綱に従わなければならないものとする。

別記様式第3

番号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長

氏 名

○年度アイヌ政策推進交付金交付申請取下げ書

○年○月○日付け○○第○号をもって申請したアイヌ政策推進交付金の交付申請については、下記により取り下げたいので、アイヌ政策推進交付金交付要綱第5条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 業 名
- 2 理 由

内閣総理大臣 殿

市町村長

氏 名

○年度アイヌ政策推進交付金交付決定変更申請書

○年○月○日付け第○号で交付決定通知のあったアイヌ政策推進交付金の交付決定の内容等について、下記のとおり計画を変更したいので、アイヌ政策推進交付金交付要綱第7条第1項に基づきその承認を申請します。

記

1 変更事項及び理由

変 更 事 項	変更申請の主たる理由

2 変更の内容

(1) 交付決定額の変更

変 更 事 項	変更増減額	変 更 額	摘 要

(2) 補助事業の内容及び経費の配分の変更

変更事項ごとに別記様式第1に変更前と変更後の欄を設け、変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

別記様式第5

番号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長  
氏 名

○年度アイヌ政策推進交付金事業中止（廃止）承認申請書

○年度アイヌ政策推進交付金事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、アイヌ政策推進交付金交付要綱第7条第2項の規定により承認を申請します。

記

- 1 事 業 名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）後の措置

内閣総理大臣 殿

市町村長

氏 名

○年度アイヌ政策推進交付金事業事故報告書

○年度アイヌ政策推進交付金事業に事故が生じたので、アイヌ政策推進交付金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事 業 名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 事故の内容及び原因
- 4 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び交付金の交付決定額
- 5 事故に対して執った措置及び執るべき措置

別記様式第7

番号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長

氏 名

○年度アイヌ政策推進交付金事業遂行状況報告書

このことについて、アイヌ政策推進交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事 業 名
- 2 補助事業の遂行状況の概要
- 3 補助事業費に係る収支の概要
- 4 補助事業の完了予定日

内閣総理大臣 殿

市町村長

氏 名

○年度アイヌ政策推進交付金事業実績報告書

○年○月○日付け第○号をもって交付決定の通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、アイヌ政策推進交付金交付要綱第9条の規定により、その実績を報告します。

記

(以下、別記様式第1に準じて作成すること。)

(注) 添付書類

- 1 経費の区分
- 2 契約書等の写し
- 3 竣工検査調書の写し
- 4 出来高設計書(計画書)
- 5 設備購入等契約書の写し(検査調書等を含む。)
- 6 施設等の施工状態が判断できる写真
- 7 上記のほか、事業の概要が分かる資料(別記様式第8-1)

<p>事業名：○○○○事業（文化振興、地域・産業振興、コミュニティ活動支援の別）</p>				市町村名
事業概要	事業期間	総事業費	実績額	うち交付金
主な事業内容	事業主体 (委託先)	総事業費	実績額	うち交付金
<p>事業による成果・効果</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の様子が分かる写真</li> <li>・ 定量的効果がわかる図表</li> </ul>	

別記様式第9

番号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長

氏 名

○年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

アイヌ政策推進交付金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1 交付金額(交付要綱第10条第1項による額の確定額)                   | 円 |
| 2 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額              | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 交付金返還相当額(3-2) 円                             |   |

(注)別紙として積算の内訳を添付すること。

別記様式第10

番号  
年 月 日

市町村長 殿

内閣総理大臣

○年度アイヌ政策推進交付金交付額確定の通知について

○年○月○日付け○○第○号で提出のあった○年度アイヌ政策推進交付金事業実績報告書に基づき、交付金の額を金 円に確定したので、アイヌ政策推進交付金交付要綱第10条の規定により通知する。

別記様式第11

番号  
年 月 日

官署支出官  
内閣府大臣官房会計課長 殿

市町村長  
氏 名

概算払（精算払）請求書

○年○月○日付け第○号をもって交付決定（額確定）通知のあった○年度アイヌ政策推進交付金について、概算払（精算払）を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

事業名

請求金額 金 円

内 訳

国庫補助金	
既概算交付額	
今回請求額	
差引残額	

別記様式第12

○年度アイヌ政策推進交付金調書

内閣府所管

(事業実施主体名)

国			事業実施主体										備考	
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 交付金 相当額	支出済額	うち国庫 交付金 相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 交付金 相当額		

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項および目を記載すること。
- 2 「事業実施主体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費、支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、事業名及び参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等の事業実施主体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等にかかる交付金等についての調書の作成は本表に準ずること。  
この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」および「収入済額」の数字下欄に国庫交付金額を内書( )をもって附記すること。

内閣総理大臣 殿

市町村長

氏 名

○年度アイヌ政策推進交付金財産処分承認申請書

○年○月○日付け第○号をもって交付決定の通知を受けた○○事業について、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法(使用、譲渡、交換、貸し付け、担保の提供又は廃棄の別を記載すること。)
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方(住所、氏名、使用の目的及び条件)

別記様式第14

アイヌ政策推進交付金 取得財産等管理台帳  
(○年度)

取得者の氏名・名称	
財産名	
規格	
金額（円）	
取得年月日	
耐用年数	
保管・設置場所	
備考	

別記様式第15

番号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

市町村長

氏 名

○年度 アイヌ政策推進交付金無体財産権届出書

○年○月○日付け第○号をもって交付決定の通知を受けた○○事業について、下記のとおり無体財産権の取得(譲渡、実施権の設定)をしたいので、アイヌ政策推進交付金交付要綱第16条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 種類(番号及び無体財産権の種類)
- 2 内容
- 3 相手先及び条件(譲渡及び実施権設定の場合)